

令和2年度第6回関東地方整備局事業評価監視委員会 議事録

審 議

■再評価案件（一括審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議

- ・一般国道246号 秦野IC関連
- ・一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（川島～大栄）

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた一括審議案件2件について、事前の質問はないと伺っておりますが、委員の先生方から何かこの場でお伺いしておくべき質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。圏央道については、事業費の増加はそれほど少なくもないのだけれど、全体事業費から見ればその割合が小さいので、一括審議案件でいいという、そういう判断だったということでしょうか。念のために確認です。

○事務局 はい、そうです。

○朝倉委員長 分かりました。これは、結構延長も長くて、大きな事業であります。この事業について、その必要性等は明らかなので、この一括審議案件の原案に特に問題ないと思います。ありがとうございます。

それでは、今、一括審議案件いただいた、対応方針であります。継続ということによりよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この一括審議案件2件につきましては、継続というふうにさせていただきます。

■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議

・一般国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 説明ありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○上田委員 朝倉先生、よろしいでしょうか。

○朝倉委員長 はい、どうぞ。

○上田委員 工事進捗への期待と、質問を 2 問お願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

3 ページ以降に、効果をいろいろ示していただいておりますけれども、とにかく、その環状道路がつながることによって、広域ネットワークの効果が増幅いたしますので、圏央道ミッシングリンクの最後の最後、大栄～横芝の進捗というのは大変重要で、期待がますます高まっていると感じております。

資料の 18 ページには、成田国際空港が重要拠点であって、周辺産業集積のポテンシャル発揮に寄与することが示されております。成田空港は発着回数 50 万回まで引き上げるべく、機能強化を今後図ってまいりますから、こうした策とも連携して環境整備を進めていくことも重要で、用地取得についても周辺市町や県と連携して、地権者の理解を図れるような努力を、積み重ねていってほしいと思っております。

質問でございますけれども、今回、設計基準等の変更に起因する増額ということで、暫定 2 車線による対向車線への安全対策で、中央分離帯ワイヤーロープ、防護柵の設置が追加されております。前回の評価の際にも暫定 2 車線整備を先行し、その後全線 4 車線完成に向けた事業を推進する方針というのが示されていて、こうした安全対策を講じるための予算増額というのは、後出しのような形に見えてしまうのですけれども、先ほど、関係法が整備されたというお話を伺いましたが、聞き逃してしまいましたので、もう一度お聞きしたいというのが 1 点目です。

2 点目が、前回の評価の際には、用地ですとか埋蔵文化財調査ですとか、暫定 2 車線工事と、4 車線に向けた改良工事の着手時期、こうしたものが大まかに示されていましたが、今回はそうしたことを大まかでも示すことは、不可能なのかどうかそのあたりについて、お聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○朝倉委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御質問に対して、回答をお願いします。

○事務局 ワイヤロープにつきまして御回答いたします。

ワイヤロープにつきましては、もともと暫定2車線の道路には、ラバーポールが設置されています。しかし、飛び出し事故の危険性が指摘をされておりまして、中央分離帯へのワイヤロープについての技術開発が行われ、その技術検討の結果を踏まえ、令和2年3月に、新設の土工区間及び中小橋区間についてワイヤロープを設置していくという方針が決められました。それに基づきまして、今回ワイヤロープの設置について追加をしたということでございます。

以上でございます。

○上田委員 ありがとうございます。

○朝倉委員長 すみません、続きまして、もう一つの御質問もよろしいでしょうか。

○事務局 今回の本事業のいろいろな用地の着手とか、工事の着手とかについては、7ページ目にまとめさせていただいておりますが、平成25年度から用地買収の着手をしております。それから、工事につきましても、平成27年度から着手しているところでございます。

用地買収は面積ベースで約87%に進んでおりまして、工事も、用地が取得できたところから、函渠工事などを進めておりまして、早期完成できるように鋭意施工している最中でございます。

回答が十分だったかも含めて、御確認いただければと思います。

○朝倉委員長 私のほうからも、関連しての質問なのですけれども、計画交通量を拝見すると、1万6,000から2万3,000というトラフィックが予測されているわけなのですけれども、そもそもこのトラフィックを暫定2車で賄えるという前提なのですかね。この計画を見ると、4車線化したときということなのですか、それとも暫定2車のときに、このトラフィックであるということなのでしょうか。

○事務局 回答いたします。

今の交通量につきましては、完成4車の場合の想定でございます。

○朝倉委員長 そうすると、暫定2車のときは、どういう状態なのですか。

○事務局 はい。暫定2車のときの交通量推計というのは、この計画上では行っておりません。

○朝倉委員長 そうすると、ワイヤーロープの安全対策等の効果が、どういうふうに発揮されるのかとか、その他もろもろの検討は、暫定2車の状態での交通の解析をしてみないと、本当にそれが有効かどうかというのは分からないじゃないですか。

○事務局 ワイヤーロープ自体が、暫定2車線においての飛び出し事故の防止という点につきましては、既に安全性というか効果が確認をされてございまして、今回事業計画上、暫定2車線で整備をしまいらいますので、それに伴って飛び出し事故を防止するために、設置をするということございまして。4車線化をいつするかとか、そういうことについては、今後の検討課題だと認識をしております。

○朝倉委員長 でも、先ほどの質問は、いつ頃4車線化されるのかとかそういったことの見通しと、実はこの暫定2車のための投資が本当に有効なのかということが、実はリンクしているんで、暫定2車から4車化の見通しについて、いつ頃できそうなのかということについての、現時点分かっている見解を、教えてほしいということだったと思うのですけれども。

○上田委員 16ページの矢印がつながって、その先どうなるのか分からない、ここがどうなるのかということですね、その矢印の右側のほうですね。とりわけ、その4車線化が重要なので、着手時期などはどれくらいで見通せるのか、そのあたりがお聞きしたいところだったので。

○事務局 暫定2車の供用につきましては、令和6年度、2024年度の供用に向けて、事業を推進しているというところでございます。こちらは暫定2車の供用ということで考えております。

その後、暫定供用後につきましては、改めてまた交通状況等を踏まえまして、4車線化の必要性について、検討していくとさせていただきます。実際のところは、そういうことになっております。

ただ、B/Cの計算上では、完成4車の時期というのを設定して、計算していくところですが、実際の事業のほうにつきましては、実際いつ完成させるかということは、また並行して検討していきたいと考えているところでございます。

○朝倉委員長 はい、よろしいでしょうか。

○上田委員 ありがとうございます。

○朝倉委員長 恐らくですね、この圏央道のような我が国の骨格を形成するような道路を、暫定2車でやっていくというのは、いかがなものかと思うのですね。

なので、将来の交通量が十分見込まれているのであれば、そもそも4車線でちゃんと造っ

ていくべきじゃないですかと、いうことではなかろうかと推察いたします。私もそのような意見です、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○古関委員 質問よろしいでしょうか。

○朝倉委員長 はい。

○古関委員 説明資料の11ページに、盛土の円弧すべり対策の模式図がありますけれども、この平面図を拝見すると、この盛土している場所が、谷底低地のような軟弱層があることは、調査をしなくてもある程度予想がついたのではないかと思われるのですけれども、調査をしないと金額が確定しないから、今まで全く計上していなくて、今回確定したので計上したという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 回答いたします。

今の御指摘のとおりでございます、やはり今まではっきりしなかったということで、どれくらいの金額の増加が見込まれるかということも、はじいてなかったというところがございます。

今回、ジャストボーリングなどの調査によりまして、かなり精度の高い対策すべき範囲とか、あとはそれに対する必要な事業費というのが分かりましたので、今回の再評価のところ、出させていただいたというものでございます。

○古関委員 ありがとうございます。ちなみに、これは盛土の長さでいうと、どれくらいなのでしょう。

○事務局 延長ですか。土工区間の全部。

○古関委員 いえいえ。円弧滑り対策が必要になった盛土の長さです。細かい確認なので、後日で結構ですが、切土のアンカー施工は、2,000メートルやりますと書いてあるのですが、盛土はこの図からちょっと読み取れなかったのが、確認しなかった次第です。会の終わり頃でも結構です、教えていただければと思います。

以上です。

○朝倉委員長 ありがとうございました。

それでは、もし後で分かれば、説明してください。

○事務局 はい、承知しました。

○朝倉委員長 今の古関先生からの御意見につきましては、この案件に限らず、周辺の状況を見ればジャストボーリングしなくても、ある程度事前に想定されたものがあるんじゃない

いかと。それをジャストボーリングしたら、これくらい費用が増えますということで費用の増加になるというのは、実際はそうなのだろうと思うけれども、でも事前にもう少し調べれば、ある程度見当がついたものについては、事前にきっちりとその費用の中に見込んで推進すべきではないかということはこれまでも何度も出ているので、この案件に限らずということで、これからはきちっと対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

まず、田中先生、次に西山先生お願いいたします。

○田中委員 14 ページなのですけれども、農閑期なので断水でよいと思っていたというのが水を使うため、ということなのですが、その土地利用とか、現地踏査をすれば、その時期も水を使う使わない、何となく最初から分かりそうな気がします。この計画当初から比べて、農地の利用の仕方が変わったとか、何かそういう背景があるのでしょうか。

○事務局 回答いたします。

計画当初につきましては、実際には個々の利用状況ですね、そういうものの調査まで十分できてなかったというところがあるかと思っております。そういった意味では、実際の現場の踏査が十分にできてなかったというところが一番の原因かと思っております。

○田中委員 はい、分かりました。

○事務局 特に今回、計画当初に対して、現在の利用状況が変わったというようなことではないと理解をしております。

○田中委員 なるほど、分かりました。土地利用上は、あまりそういう形で利用しているとか、そういうのは読み取れなかったということですか。

○事務局 はい、そういう意味でいきますと、田畑の利用状況というのは、ある程度把握していたところですが、用水の利用に関しては、稲作が中心であろうと考えてしまったというところもあったかなと思っております。

そういった意味では、もう少ししっかり踏査をして、利用状況を把握すれば分かっただろうという御指摘に関しては、確かにその点は否めないのかなと思っております。

○田中委員 はい、分かりました。

○朝倉委員長 西山先生どうぞ。

○西山委員 この事業の本質的な問題に対する質問ではないのですが、この事業の推進、効果に対しての表現の仕方がちょっと気になったので、御質問させていただきたいのですけれども。

4 ページ目の首都圏における物流施設の新規立地の推移という3つの図の推移について、この図は何度か圏央道の効果ということで、示されてきた図だと思うのですが、これ最初 430 件から、約3倍に増加しているというのは、圏央道周辺ということではなくて、首都圏における大型施設の立地が、3倍になっているということですよね。

○事務局 御指摘のとおりです。

○西山委員 そうするとやはりこの図を、アバウトな言い方で申し訳ないのですが、明らかに圏央道の周辺が多く立地しているというよりは、外環道とか中央環状線とかの内外部周辺にも、多く立地がしていると見られると思うので、今回のような圏央道に対してということであれば、もう少し圏央道周辺の物流がどれくらい増加したのかということと切り分けて、ここでは説明していただくほうが、正確な評価ができるのではないかなと思うので、ちょっとその辺お尋ねしました。

以上です。

○事務局 御指摘ありがとうございます。御指摘の点、確かに少し分かりにくい説明になった部分もあったかと思います。

実態としては、特に既開通区間においては、非常に立地が増えているという状況がございます。実際の数字の出し方につきましては、確かに首都圏全体でございますので、今後、圏央道の効果というところで、皆さんが実感しているようなものを、もう少し正確に出すときには、そのような切り分けということも、工夫しながら整理をさせていただきたいと思えます。

○西山委員 よろしくお願ひします。

○朝倉委員長 はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○加藤委員 さきほどの朝倉委員長の意見と、私も似た意見があります。改めて過去の資料を少し見てみると、道路事業の費用が50%程度も増えているケースが散見されます。これほど費用が変化してしまうのには、さすがに違和感があります。費用便益分析マニュアルを見ると、プラスマイナス10%の費用変化に関して感度分析せよ、ということになっていますが、これを大幅に逸脱する費用変化がたびたび起こることについて、その根源的な理由を分析すべきなのではないでしょうか。

もしかしたら、マニュアルにおけるプラスマイナス10%の感度分析というのが適切でないのかもしれませんが、何かしら特殊な要因によって大幅な費用変化が起こっているというならばやむを得ないのかもしれないのですが、もし費用変化に関する共通要因があるので

あれば、マニュアルにもフィードバックできるように、議論を深めていただけることを強く希望します。

○朝倉委員長 はい、ありがとうございます。

確かに、いろんな制度の変更があつて、それは事前に読み切れなくって、今加藤先生御指摘のパーセントの上側に行ったということは、こういったことはあるかもしれないのですが、それ以外にも、例えば一定程度の不確実性を見込んで、ある一定の幅を見込んでいたということなのだろうと思うけれども、ここで事後的に出てきたことというのが、果たしてその不確実性の中なのかどうかという話と、それからそもそも、もし不確実性の範囲が次第に広がっているというのであれば、それは加藤先生がおっしゃるように、事前に見込んでおくべき幅自身を、もうちょっと大きく見ておく必要があるのじゃないかということだろうと思うので、それは事業評価監視委員会の枠の外かもしれないけれども、どこかできちっと議論していただく必要があるのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

ちょっと細かなことなのですが、自然由来の重金属が出て、その土は使えないので、という話がありましたね、切土のところから出て。ところが、この使えない土もどこかに持って行って処分しなければいけないわけですよ。本来、この道路を造ろうとしたところから出てきた自然由来のこういった重金属については、うまく加工して、この道路の中で使うのが本来じゃないかなというふうにも思うのですが、そういったことはかなり困難なのですか。

○事務局 御指摘についてですけれども、なかなか難しいのかなと思っております。

搬出先と想定している地域、市のほうですね、条例では、汚染されたような土砂は使わないでほしいということもございます。仮に、これを埋め戻しじゃないですけれども、何か対策をして使うというふうになった場合ですと、やはりいろいろな調整が必要であるということ。

それから、千葉県のほかの事業でも、似たような重金属が出た事例がありましたけれども、地域のほうから御理解を得られずに、結局他の処分場へ搬出したという実績もございます。そういった観点も勘案して、あとは事業の全体工程とかも含めまして、今回はやむなく外の処分場へもっていくという形で、計画していきたいと判断したところでございます。

○朝倉委員長 分かりました、今回の案件に限らずなんですけれども、この自然由来のいろんな重金属等が出てくるのは、ほかのところでもたくさん出てくるかと思うのですが、そう

いったものを、一体どういうふうに対応するかということについては、今後も引き続き検討していく必要があるのではないかと思います。圧倒的に危険だから、それはもうどこかに持っていけというのだったら、それこそ何もできなくなっちゃう可能性があるんで、それをどういうふうに対応するかということについては、引き続き検討が必要かと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局 委員長、すいません。

○朝倉委員長 はい、どうぞ。

○事務局 先ほど、古関先生からいただいた盛土区間の地盤改良の延長についてですけれども。おおむね2キロメートルになります。全体が18.5キロメートルのうち、盛土間は9割ぐらいですので、10%ぐらいの区間というふうに考えてございます。

○朝倉委員長 はい、分かりました。ありがとうございました。

NEXCO東日本の特別委員の大串先生、何かコメントはございますでしょうか。

○大串特別委員 ありがとうございます。

皆様の御意見と同じような意見、例えば「当初からやはり2車線同士で、対面ではないような形で整備すべきではないか」とか「交通量の増加が見込まれるのであればそうすべきだ」とか、もしくは、軟弱地盤等に対して、事前に周辺から分かっているのであれば、費用計上が必要じゃないかという話は出ました。けれども、今回の件に関しては、附帯意見なしで、おおむね了承ということになりました。

皆様の幅広い意見は、持ち帰ってこちらのほうの委員の皆様にもお伝えしたいと思えます、ありがとうございます。

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、今の御意見を踏まえて、本案件の対応方針ですが、地元の千葉県からも一日も早い開通という意見が出ておりますし、非常に重要な道路であることは確かなので、継続ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○朝倉委員長 ありがとうございます。それでは、今御審議いただいた案件につきましては、継続ということにさせていただきます。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・国営アルプスあづみの公園の費用対効果分析について

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

今質問をいただいてもいいのですけれども、この後の、具体的内容の説明を聞いた後で、質問していただいたほうがより分かりやすいかと思うので、そういうふうにさせていただきます。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・国営アルプスあづみの公園

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がありましたらお願いいたします、いかがでしょうか。

○手塚委員 じゃあ、お願いします。

○朝倉委員長 はい、お願いします。

○手塚委員 B/Cの費用対効果分析の総便益の求め方について、この便益の求め方は、基本的には効用関数法に基づいているということですね。公園の面積などそういった幾つかのもの（値）をあらかじめ決まった式に放り込むと便益の値が出てくる（求められる）というイメージでいいですね。

○事務局 はい、今先生がおっしゃった効用関数法につきましては、間接利用価値の便益計算でございます。例えば、施設の広場であったりだとか、遊具であったりだとか、いろいろなものの係数が決まっております、それによって算出するというので、先生のおっしゃるとおりマニュアルに基づいて、便益が出てくるということになってございます。

○手塚委員 そうですね。したがって、CVMやアンケートをするというのではなくて、基本的に決まった式に基づいて、種々の値を代入することによって、便益を計算しているという理解で大丈夫ですね。

○事務局 はい、先生がおっしゃるとおりでございます。

○手塚委員 ありがとうございます。

○朝倉委員長 ありがとうございます。

関連してお伺いしてよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○朝倉委員長 直接利用価値というのは、実際に公園を利用した人、一人一人が幾らかの便益を得て、それを全部足し算すると、この金額になりますよということですよ。

○事務局 はい、そうです。

○朝倉委員長 そうすると、一人当たりの単価に相当するもの。これが幾らぐらいかということと、それから直接の利用者を掛け算するわけですから、それが何人ぐらいかということが示されると、この直接利用価値の中身がもう少し分かるのじゃないかと思うのです。

同様に、間接利用価値についても、いわゆる1世帯当たりの間接的な価値と、それから対象地域にお住まいの世帯数か何かを掛け算して、この間接利用価値を出しているわけですよ。もし、そうであれば、それが幾らぐらいかというふうに分解すると、この直接利用価値とか、間接利用価値が一体どれぐらいのスケール感のものなのかということが、よく理解できると思うのですけれども、そういったことを示していただくことは可能でしょうか。

○事務局 一人当たりの単価であったりとか、人数であったりとかというのは需要の推計としては、大体400万人ぐらいの推計値としては出てきているのですけれども、マニュアルに載っているのですけれども、補正をするというふうになってございますので、補正をして便益を求めているという形になります。

○朝倉委員長 少しざっくりと。この公園の1年当たりの来訪者数が50万人という話があったと思うのです。

○事務局 そうですね、はい。

○朝倉委員長 この50万人の人が一人、500円ぐらいの便益をもち、それが50万人かける40年だとか、50年だとか足し算するわけですよ。

そういうふうになれば、この直接利用価値、もちろん割引とかいろいろありますので、何とも言えませんけれども、そういうものだというふうに言われると、そのスケール感が分かるのです。少なくとも僕にとっては、この直接利用価値が大きいのか小さいのか、間接利用価値が大きいのか小さいのかということの目安になるので、そういう説明があるとより分かりやすいのじゃないかということです。

○事務局 はい。

○朝倉委員長 ほかに、御質問があればお願いします。

○加藤先生 よろしいでしょうか。

○朝倉委員長 はい、加藤先生どうぞ。

○加藤委員 ありがとうございます。まず、事業目的の達成状況についてのコメントです。今回話を伺ったかぎりでは、説明のほとんどが直接利用価値に関する内容だったように思います。事前評価によれば、便益の相当部分が間接利用価値によるもので、直接利用していない人に発生する便益だったようなので、そうだとすると、それに関するエビデンスをきちんと示すべきなのではないでしょうか。

次に、1つ質問があります。資料4の1が一般的なマニュアルの説明をしているのか、今回の事例の話をしているのかが、少し分からないのですが、資料4の1の2ページ目では、公園が存在することによる影響範囲は40キロと設定したと書かれています。これは、いつでも40キロなのか、今回に限って40キロなのか、どちらでしょうか。40キロというのは、地図で確認すると、今回の事例の場合、長野はカバーされていて、高崎ぐらいまでは含まれるようです。一方で、先ほどのご説明だと首都圏からも訪問者が来るとありました。直接利用価値とは関係ないのだとしても、間接利用価値のカバーする範囲内がなぜそのように設定されたのかがよくわからなかったので、明確な理由があるのであれば、教えていただけないでしょうか。

○朝倉委員長 はい、お願いします。

○事務局 はい、まず40キロの設定でございますけれども、これはマニュアルに載っております。そして、間接利用価値というのは、緑地だとか広場だとかの面積とかで決まってくるものでございまして、範囲が遠くなればなるほど、利用価値というか、満足度の影響が出てこなくなってしまうので、遠ければ遠いほど、あまり関係のない利用価値になってくるということで、40キロというのが、マニュアルの中で設定されておるということでございます。計算につきましても、緑地面積であったり、広場面積であったりというものをいろいろな係数を掛けて、そこから自動的に算出するようなマニュアル上にはなっているということでございます。

○加藤委員 わかりました。1つ目のほうはいかがでしょうか。

○事務局 実際に整備した公園の面積であったりだとかということ、改めて代入というか、与えられた式に与えて計算はしております。で、40キロの設定という中では、これも確かに。

○加藤委員 さきほどの私のコメントは便益計測の話ではありません。今回のご報告で、事

後評価というからには、事業によって効果がどれだけ発現したかを調べられているわけですね。

さきほど様々な目的の達成状況の御説明があったのですが、私の見る限り、それらのうちかなりの部分は、実際に利用されたことによって発生した効果の御説明だった気がします。そうではなくて、利用はしないのだけれど、地元の人々の満足度が上がったことによる効果があるのだとしたら、どの部分を見たらそれが分かるのかが理解できなかったのです。効果のかなりの部分が、間接利用によって発生すると事前に予測している限り、実際にそれが発生したというエビデンスを、事後評価で何らかの方法で示す必要があるのではないのでしょうか。

○朝倉委員長 いかがでしょうか。今の加藤先生の御意見は、便益のうち、直接と間接、割合でいうと、直接が 2,300 億で、間接が 500 億円ぐらいですね。この資料にあるのはこういう効果がありましたというふうにお示しなっているのは、直接の利用価値に関する写真であったり文章であったりはあるのだけれど、500 億円分に相当する間接の利用価値に関する部分というのは、そのうちどこを見れば、その間接の利用価値を評価したというエビデンスになっているのかなという質問だと思いますけれど。

○加藤委員 そのとおりです。

○手塚委員 (発言に) かぶせていいですか。

○朝倉委員長 はい、どうぞ。

○手塚委員 基本的にそのような間接(効果)の評価は、経済学でいうところの公共財(の性質を前提としている)、つまりそれが存在することによって便益(存在便益)が発生するというものと理解しております。そうすると、それが予定どおり(供用されて)、存在するならば、それによる満足(便益)が発生している(考えられます)。

もし予定どおり、その公園ができてなければ、それはその便益は発生しないけれども、それが存在しているならば、そこで(便益は)発生しています。したがって、その事前に出した間接便益を事後にも同じように使っているという理解でどうでしょう。

存在しているかどうかというのは、例えば、北極の氷みたいなもので、とにかくあれば(存在すれば)便益が発生する、したがって、事後で見ようが事前で見ようが、その想定されたもの値自体は変わらないという理解でいかがでしょう。すいません、これ質問になっているかよく分かりませんが。

○加藤委員 ありがとうございます。例えば、40 キロ圏内の非利用者を対象にアンケート

調査をして、満足度が上がっているというようなことを、もし示していただけるのであれば、事後評価の結果として、間接利用による効果が実際にあったエビデンスになりそうな気がします。単に事業が完成した、だから間接利用効果がありましたというのは、エビデンスとしては弱いのではないのでしょうか。事後評価というからには、何らかエビデンスを示す努力が必要だと思います。

○手塚委員 そうするとマニュアルの策定の段階の話になるということですね。そもそも、(この便益の求め方が) こういう形で間接(効果)を入れましょうと話だったのに対して、できるだけCVMを入れない形で、客観的な数値を出そうというふうな意図で、恐らくこのマニュアルを作られたのかなと推察します。そうすると確かに、事前事後で気持ちが変わった(したがって便益の値も変わった)、という評価は、このやり方をすると入ってこない(と思います。)これはマニュアルレベルの話になりますよね。

○加藤委員 マニュアルは、あくまで事前評価を対象としたものですね。

○朝倉委員長 そうそう、ここでの評価マニュアル、費用対効果の考え方というのは、事前に直接利用価値をこうはかりましょう、間接利用の価値はこうはかりましょうというふうに言っている、このマニュアルのことなのですね。

○事務局 はい。

○朝倉委員長 それを使って、事後評価をするということについて、それは別にやっちゃいけないというわけではないのだけれども、そのことに合わせて事後評価なのだから。その間接利用の価値についてのエビデンスが、別途あったほうがいいんじゃないかというのが、加藤先生の御意見だと思うのですね。

○加藤委員 おっしゃるとおりです。実際、今回効果として示された内容をみれば、事業評価マニュアルには書かれていないことが、実はいろいろ起こったということを示唆しています。これらは、事業の直接利用効果のエビデンスとしてとても説得力のあるものだと思うのですが、せっかくですから、間接利用効果についても、きちんと発生していたことを、うまくデータなりを活用してエビデンスとして事後的にお示しいただけると、より事業効果の説得力が増すと思います。

○朝倉委員長 という御意見なのですけれども、事務局のほういかがでしょうか。

○事務局 御意見、ありがとうございます。確かに事後評価については、マニュアルが事前評価のマニュアルということもあってフォローがない、間接については、先生がおっしゃられているように、例えば、オオルリシジミなり、希少種を保全しているのだったら、それ

についてCVMなりをとって、事後的に確定させるというやり方があるのじゃないかというところは、御指摘のとおりだと思います。

今回、事後評価ということで、公園の中の積み上げてきたファクトということを出して、まとめさせていただいたということで、事後評価のやり方の詳細化とか深堀については、公園事業全体のこともありますので、少し本省にも連絡させていただきますので、持っかえらせていただければと思います。今回は、今まで積み上げてきたもので、事後評価をやりたいという趣旨でございます。ありがとうございました。

○朝倉委員長 ありがとうございます。

そういった意味ではね、今の資料の11ページ目を出していただけますか。ここに、(2)に見直しの必要性はないと書いているけれども、ないことはないのですよ。事前評価のマニュアルを使って事後評価をするというときに、それだけではなくて、エビデンスとしてとれるものがあれば、事後評価ならではものを出してくださいと、そういうふうに見直す必要があるんじゃないかというのが、ここに書くべきことだと思うので、そういうふうに見直ししてください。はい、お願いします。

○事務局 はい、分かりました。ありがとうございます。

○朝倉委員長 ほかに御意見がありますか。今、十分手元で見えてないのですけれども、もしあれば御発案いただくと、質問していただけます、よろしいでしょうか。

それでは、特に追加の御意見等はないということでございますので、この国営アルプスあづみの公園の案件ですけれども、直接的な効果については非常にきちっと評価もされていると思うので、またその効果も大きかったことだし、間接利用価値にはもう少し見ていただくほうが、なおベターだということもありますが、基本的には十分に効果も発揮されているということでありますので、了承ということにしたいと思います。

ただし、事後評価の方法については、これから見直しというか、検討していただくという必要があるんじゃないかという意見があったということを、申し添えたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○朝倉委員長 それでは、今御審議いただいた案件については、了承というふうにさせていただきます。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・官庁営繕事業の事後評価について

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

続いて、平塚税務署の説明をしていただいた後、この一般的な事後評価方法についての意見も合わせていただきたいと思います。続けてお願いします。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・平塚税務署

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

それでは御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

これは今後類似の案件といたしますか、地元の市町村、あるいは県でもいいですけども、そういったパブリックセクターの改築等の案件があった場合は、国の責務については積極的に、そういうものと合体、合築をやっていくというそういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 地方公共団体のほうで、事業の計画等があって、国の計画と合致するようなものにつきましては、合築というふうなことで進めるなどの検討を、積極的にしていきたいなと思っております。

○朝倉委員長 現在、整備局の管轄の中で、こういう連携の事業が進んでいるところは、ほかにもあるのですか。

○事務局 今、合築の事業ということであると、例えば、山梨で事業があったり、小石川区の施設との合築といったようなものがあります。

○朝倉委員長 はい、分かりました。そういった地方自治体と合同でやっていただくことで効率化が行われ、かつ行政サービスの向上が行われるのであれば、ぜひとも積極的に御検討いただくことがいいと思います。

○事務局 はい、分かりました。

○朝倉委員長 御質問、御意見等。

○加藤委員 1点だけよろしいですか。

○朝倉委員長 はい、お願いします。

○加藤委員 とてもよく分かりました。ところで、事業目的の中に、「ユニバーサルデザインを取り入れたバリアフリー庁舎としての整備を図る」とあって、実際それが実現できたというお話を伺ったのですが、利用者の満足度調査のなかで、これにかかわる意見が反映されたりしていないのでしょうか。せっかくなので、ハンディキャップを持っている方々からも御意見を伺えれば、当初の目的をうまく達成していると、明確に説明できるようになるように思われるのですが、いかがでしょうか。

○朝倉委員長 そうですね、いかがでしょう。

○事務局 顧客満足度調査の中で、バリアフリーということで、直接伺ったりしている項目はないのですが、お年寄りの利用安全性とかについてはアンケートをしております、この事業は比較的満足度の高い結果が出ています。

○加藤委員 ユニバーサルデザインのコンセプトを鑑みれば、特段ハンディキャップのある方だけに意見を聞く必要は必ずしもないので、健常者も満足していればそれでいいという話もありえますが、もしバリアフリーを強調されるのならば、そういった方の意見を積極的に聞くことも、今後の類似事業では検討されたいかがでしょうか。

○事務局 はい、分かりました。事業によっては、そういうハンディキャップとか持った方の御意見を頂いたりしながら、進めていったりというところはやっておりますけれども、また今後についても、同様な形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○朝倉委員長 はい、ありがとうございます。

資料の1ページ目の事業の目的の行政サービスの向上のところに、ユニバーサルデザイン、バリアフリーと書いているので、書いてあるのであれば、そのことに対しての評価をしたほうがいいのじゃないかということに尽きると思います。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

○朝倉委員長 ほかにいかがでしょうか。

それは特にほかにはないようでございますので、本案件の対応方針ですけれども了承ということでよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

○朝倉委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、了承ということで対応したいと思います。

■報告

- ・利根川・江戸川直轄河川改修事業
(江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区))
- ・武蔵水路改築事業

(上記について、事務局から資料により説明)

○朝倉委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの2件の河川に関連する事業につきましては、報告ということなのですが、もし御質問がございましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、いずれも特に御質問はないということですので、以上で本日の審議は、全て終了ということにさせていただきます。

進行を事務局のほうにお戻しします。

閉 会